

赤ちゃんとお母さんの命と健康を守るために

妊婦健康診査を受けましょう

元気な赤ちゃんを出産するためには、お母さんの健康を保つことが大切です。
かかりつけの医療機関等とよく相談して、定期的に健康診査を受けましょう。

八王子市では、妊娠確定後に使用できる「妊婦健康診査受診票」（14回分）、「妊婦子宮頸がん検診受診票」（1回分）、「超音波検査受診票」（1回分）をお渡ししています。

この受診票は、健康診査にかかる費用全般の無料券ではありません。裏面記載の助成金額を超える部分については、自己負担額が発生しますので、ご了承ください。

※この受診票は、東京都内の産婦人科の病院や医院、市が委託した助産所で利用できます。

※多胎妊婦の場合は、妊婦面談時に「超音波検査受診票」をもう1回分（計2回分）お渡しします。

Q1: 妊婦健康診査はどうすれば受けられるの？

A: この「親と子の保健バッグ」に「妊婦健康診査受診票」等が同封されています。妊婦健診ができる医療機関等に持参し、診察前に必ず受付に受診票を提出してください。（予約が必要な医療機関等もあります。）紛失にはご注意ください。万が一盗難・火災など、やむを得ない事情がある場合は下記の保健福祉センターへご相談ください。

標準的な健康診査の受け方

- ① 妊娠 23 週まで
4週間に1回受診
- ② 妊娠 24 週から 35 週まで
2週間に1回受診
- ③ 妊娠 36 週から分娩まで
1週間に1回受診

Q2: 妊婦健康診査はどのような検査？

A: 妊婦さんの身体の状態を検査することで、胎児の発育や母体への負担を調べることができます。詳しくは主治医にご確認ください。

1回目(水色)では、問診、体重・血圧測定、尿検査、血液検査・血液型、貧血、血糖、不規則抗体、HIV抗体、梅毒・B型肝炎・C型肝炎・風疹抗体検査を受けることができます。

2回目以降(黄色)では、問診、体重・血圧測定、尿検査、保健指導と右表の選択項目から主治医の判断によりいずれかの検査を受けることができます。

- 妊婦子宮頸がん検診(桃色)は原則妊娠初期に1回目の受診票と一緒にご利用ください。
- 妊婦超音波検査は、主治医と相談の上、受診票と一緒にご利用ください。

2回目～14回目
(検査項目)

クラミジア抗原

経膈超音波検査

HTLV-1抗体

貧血

血糖

B群溶連菌(GBS)

NST(ノンストレス)

Q3: 妊婦健康診査はどこで受けられるの？

A: 産婦人科のある病院・医院、助産所で受けることができます。ただし、1回目の妊婦健康診査と、2回目以降の健診項目のうち血液検査及び、妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診ができるのは、医療機関(産婦人科)だけです。

※委託助産所以外の助産所や都外の医療機関、里帰り先(東京都以外)では、この受診票は使用できません。出産後1年以内に助成制度により申請していただくと、助成範囲内で還付を受けることができますので、未使用の受診票(超音波検査・子宮頸がん検診含む)や妊婦健診の領収証などは必ず保管しておいてください。(妊娠中に市外へ転出の場合は別途お問合せ下さい。)



【妊婦健康診査についてのお問い合わせ】

八王子市大横保健福祉センター 電話 042-625-9128 八王子市大横町 11-35

八王子市東浅川保健福祉センター 電話 042-667-1331 八王子市東浅川町 551-1

八王子市南大沢保健福祉センター 電話 042-679-2205 八王子市南大沢 2-27 フレスコ南大沢公共棟1階